高知県幡多郡三原村宮ノ川
字テンノウ　一二七一番一二六　一号
一二七一番一二〇　四号
字カガミトギ　一四六三番一　二号
一四七〇番一　三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水汲谷川及び同左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
高知県高岡郡中土佐町久礼字大水汲谷
七五二七番一九から七五二七番二二まで
七五二七番二四から七五二七番二六まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から久礼の川合流点までの区間の水汲谷川の中心線から左右各岸六・五メートルまでの土地の区域及び標柱三号と四号を結んだ線から水汲谷川合流点までの区間の水汲谷川左支川の中心線から左右各岸六・五メートルまでの土地の区域
高知県高岡郡中土佐町久礼字大水汲谷
七五二七番二四　一号
七五二七番二〇　二号
七五二七番二六　三号
七五二七番二五　四号

○国土交通省告示第七百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本城谷川第一
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県鹿島市大字山浦
字尾崎　丙一八一五番一　一号から三号まで
丙一八二二番　四号
丙一八二一番　五号から七号まで
丙一八〇七番二　八号
丙一八〇六番　九号
丙一八〇四番三　十号
字雨越　丙二〇七四番二　十一号
丙二〇七五番　十二号から十四号まで
丙一九一七番　十五号及び十六号
丙一九一六番　十七号
丙一九一一番　十八号から二十号まで
字尾崎
丙一九一〇番　二十一号
丙一八二三番　二十二号から二十八号まで
丙一八四五番　二十九号及び三十号
丙一八四一番　三十一号
丙一八三八番　三十二号から三十五号まで
丙一八三三番　三十六号
丙一八三一番　三十七号
丙一八五五番　三十八号
丙一八五六番一　三十九号から四十二号まで
丙一八二七番一　四十三号
丙一八二六番　四十四号

○国土交通省告示第七百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高寺川第2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県豊後大野市三重町本城
字河内　七三七番一　一号
七六〇番　二号
七三六番　五号
七三七番二　六号
七八八番　三号
七七六番　四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
朝海川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（平成十五年国土交通省告示第二百九十八号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）
大分県大分市大字沢田字平原
二二〇四番一
二二〇四番七
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
弁分川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県国東市安岐町朝来
字陣ノ内　三四九八番から三五〇一番まで
三五〇二番一及び三五〇二番二
三五〇四番一
三五二四番
三五二七番
三五二九番
三五三二番から三五三四番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県国東市安岐町朝来
字陣ノ内　三五二〇番　一号及び二号
三五二二番　三号
三五二四番　四号
三五〇八番　五号
三五三四番　二十一号
三五四〇番　二十二号
三五一〇番　六号
三五一六番　七号
三六七九番　八号から十号まで、十五号及び十六号
三六七八番　十一号から十四号まで
三六一八番　十七号
三六一七番　十八号
三六一一番一　十九号
三六〇七番　二十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山ノ神川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県佐伯市米水津大字浦代浦
字山ノ神東　八八三番三
八八五番一
八八八番から八九〇番まで
八九一番一及び八九一番二
字山ノ神　八九二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市米水津大字浦代浦
字山ノ神　八九六番　一号
八九三番　二号から四号まで
八九一番一　五号及び六号
字山ノ神東　八九〇番　七号
八八四番一　八号
八八五番一　九号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古井川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二百二十号で指定した土地の区域を除く。）
大分県玖珠郡九重町
大字田野
字後原　二〇四番一　一号
字泉水　二二六番一　二号から十三号まで
大字湯坪
字横尾　四二三番八八　十四号から十八号まで
四二三番一　十九号から二十一号まで
四二三番一〇一　二十二号
四二三番八六　二十三号及び二十四号

○国土交通省告示第七百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水汲谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十二年建設省告示第千二百八十二号で指定した土地の区域